

第5回 農林水産業TF（第2回 林業専門部会） 議事次第

1. 日 時：平成21年7月14日（火） 14:00～15:28
2. 場 所：永田町合同庁舎 2階A会議室（207号室）
3. 内 容：林野庁ヒアリング
（テーマ） 規制改革推進のための3か年計画（再改定）にかかる取組状況等について
国有林における木材生産等について
4. 出席者：【林野庁】 森林整備部 整備課 課長 黒川 正美
同 研究・保全課 課長補佐 青柳 浩
国有林野部 経営企画課 課長 沖 修司
同 業務課 課長 本郷 浩二
【規制改革会議】 八田主査、米田副主査
【規制改革推進室】 鈴木室参事、山本企画官、事務局
5. 議事：

事務局 それでは、定刻となりましたので、農林水産業TF（第2回林業専門部会）を開始させていただきます。本日は、林野庁森林整備部及び同庁国有林野部にお越しいただいております。お忙しい中、ありがとうございます。

これより2つのテーマについて、ヒアリングを実施させていただきます。第1は「規制改革推進のための3か年計画（再改定）にかかる取組状況等について」、第2は「国有林における木材生産等について」です。2つのテーマで約90分のお時間を頂戴しております。テーマごとに説明を10分から15分程度、その後意見交換を30分程度という形で1テーマずつお願いしたいと思います。

なお、当部会の議事録につきましては、公開とさせていただきます。

それでは、早速ではございますが、第1のテーマ「規制改革推進のための3か年計画（再改定）にかかる取組状況等について」から御説明をお願いします。

青柳課長補佐 昨年末にまとめた研修所の研修生が作りました作業路の実態調査につきまして説明させていただきます。

お手持ちの資料中、林野庁のホームページに公表している「作業路の実態調査結果について」により概要を説明いたします。調査につきましては、平成20年10月～21年3月にかけて実施しました。

調査の内容については、作設箇所、作設距離、損壊の有無も含めまして、施工箇所の現状などにつきまして調べました。調べた対象は、平成19年6月～平成20年10月までに、研修所の低コスト作業路に関する研修を受講した方々、全部で234名の施工や指導によって作られた作業路を対象に、全研修生に調査表を送付して調査を行いました。

その結果については、低コスト作業路は 20 年 10 月までに 36 都道府県で作設され、路線数としては 181、総延長では 147km となっていました。そのうち盛土法面や路肩の崩落などが生じて通行不能となったものは 4 路線ございました。

ただ、これらにつきましては、昨年度末の時点で補修されており通行可能になっているということでございます。

損壊のあった 4 路線につきましては、4 県におきまして、盛土法面や路肩が崩れたとか、切土法面が崩れてきて崩土が作業路をふさいだとか、路面が洗掘されたというものでした。

なお、林野庁においては、都道府県、あるいは森林技術総合研修所に対してお願い、ないしは指示を出したところです。内容的には、こういった作業路を作る方々からの技術的な問い合わせに対しまして対応していただきたい、そういったことを行うということを知っていただきたいというものです。そして研修を受けた方の、その後のフォローアップに努めるというものです。

事務局 ありがとうございます。

黒川課長 続いて私の方から、(2)のところの「路網整備の考え方を確実に周知する。」ということについて、説明します。

黒川課長 資料「路網整備の考え方について」のとおり、作業道、作業路の様に、一定の期間繰返し使用するものにつきましては、できる限り簡易で耐久性のある整備を推進していくべきであり、それに即するようにその考え方を周知していくということでございます。

私どもの方も、従前よりその様な考え方ですが、特に平成 18 年の基本計画の中において、その様な方向性を示しているところでございます。本日お配りしたものは、その時に整理しているペーパーでございますけれども、その考え方を今年の 1 月 26 日に、都道府県の民有林森林整備事業担当者を集めた打合せ会議というものがございまして、その会議の中で改めて周知徹底を図ったということでございます。

簡単にこの資料を御説明いたしますと、まず最初に路網整備の考え方ということで、路網というものは動脈になるもの、あるいは支線になるものを適切に組合せて、整備を図っていく必要があるということで、林道、作業道、作業路といったものの目的と役割を整理したものでございます。

更に路網整備に当たりまして、どの程度の密度を整備していくかという考え方について整理しています。2.のところで、基本となる林道につきましては、木材の運び出し以外にもきちんと森林を巡視したり管理したりするためには最低限、ここに書いてございます 17.5m/ha といったものが必要でありますという考え方を示しているものでございます。

更に 3.のところにいきますと、当然路網整備というものは単に道だけで成り立っているものではございませんので、その末端の作業路のところに行きますと、どの様な作業システムで作業を行っていくかといったことと基本的に関係してくるということでございます。

そういった森林の整備を行う育成林におきましては、路網整備を進めるに当たりましては、作業システムの導入に対応した路網整備を進めていこうということで、そこで例示として示し

ておりますが、架線系、線を張って間伐材等を出す様なシステム、あるいは作業路網を高密度に入れて、車両系のフォワーダ等の運搬車を活用して木材を搬出する様なシステム。どちらのシステムを進めるに当たっても、基本的には、トラックが入れる様な基本的な林道、作業道を50m/ha程度入れる必要があります。

更に、車両系のシステムに当たりましては、200m/ha程度を入れることによって、効率的な作業ができますということを示しているところでございます。

この下に書いてある(参考)につきましては、我が国はなかなか傾斜がきついところで、道を入れていくに当たっては、傾斜というものが色々と障害になるのではないかという話があるわけですが、オーストリアの例なんかを示しながら、我が国の様な急傾斜なところにおいても、車両系、架線系といったものをうまく組み合わせることで、路網整備を進めていくことができるという考え方を示しております。

最後に4.のところでございますが「今後の路網整備の進め方」という形の中で、先ほども申しました林道と作業道、作業路といったものを効果的に組み合わせる必要性ですとか、森林施業の必要なところから整備を進めていくという考え方を示しつつ、4つ目のところで、作業道等については高性能林業機械の効率的な稼働を一層進めるため、近年の路網作設技術の向上も踏まえ、施業の実施が要請される箇所ごとに、できる限り簡易で安定的な構造での整備を進めることが必要であるということを示しているところでございまして、こういったことを改めて県にお示したところでございます。

更に、先ほど青柳の方から説明いたしました都道府県への通知のペーパーの中に書いてございますけれども、この中で、こういったものを具体的に進めていくに当たりましての参考となるものとして、「作業路作設の手引き」ですとか、作業路がどういうところで壊れているかという損壊事例を作成しておりますので、そういったものを活用して、簡易で耐久性のある作業路の普及を進めていくように、都道府県に指導をしているところでございます。

以上でございます。

事務局 御説明ありがとうございます。

それでは、質疑応答をお願いします。

八田主査 この路網の体系、特に水系ごとに作るという体系について路網整備の考え方を県に示されたということですが、各県のどういう課が路網整備に関する最終責任・決定権を持っているわけですか。

黒川課長 決定権と申しますか、都道府県が民間の事業者ですとか森林所有者、あるいは市町村、そういったところを指導するに当たりましては、森林整備、私どもも森林整備課というところですが、県におきましても森林整備を担当する部局が路網整備についての指導を行っております。

八田主査 たしかに、作業道の細かいところまでは、民間に任せるだろう。しかし、林道も建設するのだから、全体の体系を作らなければいけない。指導だけでは無理で、誰かが、全体のシステムにかかる枢要な部分について責任を持って決める必要がありますね。その決定をす

るところはどこなのでしょう。

黒川課長 大本と言うか、幹線になります林道につきましては、地域森林計画、そこに計画されることになっておりますので、そういう意味で申しますと、計画策定部局というところがございまして、そういったところがとりまとめを行うことになろうかと思えます。

八田主査 それは県ですか。

黒川課長 はい、県の中にあります。ただ、そういったところも事業担当部局、あるいは市町村等と調整をして計画を策定していると考えております。

八田主査 そうでしょうね。当然、色々な調整が要ると思うのですが、最終的な責任を負う、林道のデザインから、かなり基幹的な路網に関する責任を負うところは、地域森林計画を担当する部局だということになりますか。

黒川課長 その計画の中に、基本的な路網の考え方ですとか、具体的な林道の計画といったものが位置づけられます。

八田主査 そうすると、県の森林整備課ですか。

黒川課長 県によっては担当する部局は、名前が変わっています。

八田主査 しかし、典型的にはそういう課ですね。設計したものに、損壊が起きることの責任はそういう課にある場合もあるでしょう。実際に作業をした人に責任がある場合もありますけれども、路網の設計自体にかなり責任がある可能性もありますね。

黒川課長 今、申し上げていることは林道の話でございますので、もし実際に崩れた時に、予期せぬ大きな自然災害等によって損壊が起きた場合には、それはどこの責任ということもございませぬし、もし設計だとかそういったところに問題があるとすれば、具体的なその事業の発注者といったところに責任はあるのではないかと思います。

八田主査 発注者は県ではないんですか。

黒川課長 県が事業を実施する場合もあれば、市町村が事業を実施する場合もございませぬ。あるいは、場合によっては民間団体の方が事業を実施する場合もございませぬ。

発注者であり、林道の管理者です。

八田主査 全体の体系を作る時に、なるべく無理が起きないようにということを考えることは考えておられると思うんですが、実際にはそれにもかかわらず損壊が起きている。そんなに大きな災害でもないのに損壊が起きてしまったという時には、責任をはっきりさせるべきでしょう。そもそもの全体的な計画までちゃんと考慮に入れて作られていたかということです。

全体的な計画の責任はどこにあるのでしょうか。

黒川課長 そうですね。作業道と林道は別に分けた方がよろしいかと思います。

八田主査 そうですけども、体系がありますね。林道を作る時だって、作業道がどこにできるかということを頭に置いて作るわけでしょう。

黒川課長 そうですね。林道の場合ですと、しっかりとした設計の専門のところ委託をして、かつ、工事につきましては普通の土木工事業業者の方がやりますので、基本的には道路なんかを作設する場合と余り変わりませぬ。

八田主査 それは良くわかるんですが、林道がどこにできるかで作業道がどこに作られるかが決まるし、作業道をどこに作るかでもって林道をどこに作るかも決まると思うんです。まず、とにかく何でもいいから林道を作って、後で作業道を勝手に作れるという話ではないと思うんです。

そうすると、ある意味で作業道やなんかの事故が起こることに関しても、もともとの林道設計でも無理ではなかったのかという考慮というものは要るんだらうと思うんです。

黒川課長 作業道、作業路がどういうところで崩れるかという原因は多分色々あるんだらうと思うんですけれども、その原因によって、例えば微地形、まさにその地域の具体的な地形によるものなのか、あるいはその作り方の問題であるのか、あるいは予期せぬ大災害、自然災害、どの様な道を作ったとしても崩れてしまう様なものなど、色々要因はあろうかと思いますので、一概に大元の計画だけでということとはなかなか。

八田主査 一番問題にしていることは、地形によるものですね。そういうことだけは是非とも避けたい。そして、それを避けるための手立てというものが十分なされているんだらうか、どこが責任を負っているんだらうか、そういうことなんです。

黒川課長 実際に作業路等を作る時には、具体的な施業をするまともりがありますので、その中でどの様な道を入れていくことが効率的であるか、あるいは、どういうところに入れていくことで安定した道が作れるのか。そういったことは、地域ごとで考えていく必要もございません。

八田主査 そういうことも考慮に入れた上で林道を作らなければいけないわけですね。

黒川課長 なかなかそこまで、林道で全部の微地形まで見て、枝葉になる様な、特に作業路みたいなところまでは。

八田主査 そこまで見なくても良いけれども、基幹的なものに関してはやはり見ながら作るわけですね。先ほど色々調整しながら作るとおっしゃいましたけれども。

黒川課長 林道の基幹的なところですね。

八田主査 基幹的な作業道が壊れる時の責任体系がどこにあるのかということが、どうも明確ではないという印象を持つんです。これは後でまた戻ります。

米田副主査 今の続きで行きますと、八田主査がおっしゃっていることは、ある程度ちゃんとした林道にしても基幹的な作業道にしても、ある程度のマスタープランができていて、その中で整合性の取れたものを作ることが大事なことだと思います。そういうことがなされていますかという質問がまずあったと思うんですが、林道につきましては、先ほどちゃんと市町村とか県が主体となって作るものですから、管理主体もそこにあるわけで、そういったマスタープランづくりはしてあると思うんですが、それは、ただ林道を付けましたということでは、やはりきちんとした林業の生産基盤にならないわけで、そこには次の基幹作業道もこういった形で付けていこうという、ある程度のマスタープランがあってつくられているはずなんですが、そういったマスタープランは作られているんでしょうか。

黒川課長 先ほど言った地域森林計画の中では林道だけでございます。

米田副主査 だけです。要は、基幹作業道もマスタープランがまだ、一部は勿論積極的な自治体とかであれば作っていらっしゃると思うんですが、多くの場合は作られていないことが現状ですね。

黒川課長 あとは事業を実施するに当たりまして、今の路網整備等につきましては、森林整備事業という形になりますので、市町村において森林整備事業を進めていくに当たっての計画、それがマスタープランと言うのかは別といたしまして、そういったものを策定していきます。

米田副主査 それは、基幹的な作業道の路線も入っておりますか。

黒川課長 はい。その事業計画の中には入っております。

米田副主査 その事業計画が対象とする地域はどのような地域ですか。

黒川課長 市町村が対象です。

米田副主査 すべての山ですか。

黒川課長 森林整備事業を実施する市町村です。

米田副主査 森林整備事業を実施する市町村ということはわかりますが、その市町村が対象とする森林はどのような森林ですか。

黒川課長 民有林でございます。

米田副主査 民有林ですか。全体的な計画はいつも作ってあるわけですか。

黒川課長 全体的なということは、その市町村の。

米田副主査 市町村の中にある民有林の森林整備計画というものはきちんと作られているんですか。

黒川課長 そこでどのような事業をやっていくかという計画を立てて、それに基づいて事業を実施しております。

米田副主査 ただ、私が見るところは、林道は確かに作られていても、基幹的な作業道の計画がその中にきちんとした形で作られているようには余り思えないんです。

黒川課長 ただ、事業を実施していくに当たりましては、その事業計画の中に位置づけをしていただいて事業を実施していただいていると私たちは理解しております。

米田副主査 だけれども、まだネットワークの図ができていないわけではないですね。

黒川課長 そうですね。ですから、将来的なマスタープランという形というよりも、5年間なら5年間で事業を実施していくに当たって、どう調整していくかという事業計画になります。

確かに、おっしゃる様な将来的なマスタープランという形ではないかもしれませんが。

米田副主査 話は戻りますけれども、最初に、3か年の取組状況についてというところの資料で「作業路の実態調査結果」というものをお出しいただいております。これについて質問させていただきます。

まず、この作業路の実態調査でこういった講習をして、その結果、その講習を受けた方がつくった低コスト作業路の中で、損壊があった路線が4路線紹介されております。

青柳課長補佐 そうです。直接作ってなくても、指導しているものも含めています。

米田副主査 まず、これは自己申告なんですか。

青柳課長補佐 自己申告です。

米田副主査 どうしてこういうところが壊れたのかという要因については載っていないのですが。

青柳課長補佐 今回の調査では、そこまではわかりませんでした。

米田副主査 4か所しかないわけですから、なぜここが壊れたんですかということぐらいを聞くことはそれほど難しくないと思います。

青柳課長補佐 聞くだけではわかりません。私たちが現地に行っているわけでもありませんので、そこまではわかりませんでした。

八田主査 私どもは、損壊のかなりのケースに関して損壊の理由が無理な設計にあるということを知っています。随分段差を付けてやったりして、これは崩れるべくして崩れる。そういう指摘があります。したがって、路網の設計に関するガイドラインの不備を発見するためには、十分な予算をかけて実際に損壊のあったケースについては徹底的に調査するべきだし、自己申告ではなくてランダムサンプルに基づいた抜打ちの検査を、やっていくべきではないんですか。研修生に聞くことによって「調査完了」とするということは考えられないことです。

青柳課長補佐 今回のところは、我々が調査をかけた段階でもう修理されて通れるようになっており、壊れてからそれほど時間が経っていない時に見に行けばある程度はわかるかもしれませんが、修理し終わっているところだと、なかなかわからないのではないのでしょうか。

八田主査 通常、指摘されている様に、地形にそもそも無理があったということなら行けばわかりますね。

青柳課長補佐 今回は現地へ行けなかったもので、よくわかりません。

八田主査 一番根幹なところでしょう。

米田副主査 何のために調査をしているのかというと、それによって不具合を見つけて、それがなぜ起こったのかということを探し、それに対する対策を立てて改善するために調査を行っているわけです。「調べました。」「これが壊れました。」で終わり。こういうことでは、当初の目的を達せられないのではないかと思います。

八田主査 ほとんど責任は県ではなくて国にある様に見えます。そもそも、こういうことの指導自体が全くできていないということですね。

青柳課長補佐 そこは、研修を受けて初めて作るということもありますでしょうから、そういった方々が技術的な面などで疑問に感じたり、不安になったりした時に、研修所、あるいは、県の担当がアドバイスしていくというフォローアップの体制づくりに取り組んでいるところです。

八田主査 技術的なことならそれで対処できると思うんですが、そもそも無理なところに作るという設計をしているならば、それはこういうところに設計してはいけないということのガイドラインを作るべきです。その基礎的な調査をしていなかったら、現場の人にちゃんとやれと言ったって無駄ですね。

青柳課長補佐 フォローアップ指導の中には、道の設計をする際に悩ましいという時に対し

でのアドバイスも含まれるのですけれども、今回は研修生が作った道がどうなっているかということで調べておりますので、ガイドラインというところまで念頭に入れて調べたわけではございませんでした。

八田主査 わかりました。

米田副主査 やはりこれは、要因が調べられていない調査というものは、私から見ると非常に片手落ちだと思います。

青柳課長補佐 これは、時間が経ってしまうと要因を特定することがなかなか難しいということがあります。今回のところの様に補修が入ってしまっていると、原因を特定していくことは難しいと聞いております。

八田主査 破損が起きた時にすぐ国に報告しろと義務づけるということはできるのではないですか。

青柳課長補佐 これは国が発注しているわけではありませんので。

八田主査 そういうことではなくて、これは知見を得るために必要ですね。どういう地形のところやると事故が起こりやすいかということ調べることは、別に県の責任を責めるわけではなくて、国全体でもってデータを調べる必要がありますね。

青柳課長補佐 私は研修所の担当なので、そこまで突っ込んでお話しすることは難しいんです。申し訳ございません。

八田主査 わかりました。どうもありがとうございます。

黒川課長 では、私の方から補足をさせていただきます。

今のお話にありました様な、どういうところに道を入れるかとか、それはまさに大事な話であるという認識はございまして、今、申しました研修の方でもそういったことを念頭に置いて、道の入れ方、どういうところに入れた方がいいか、入れない方がいいかとか、設計の仕方はどうした方がいいか。単に作設技術だけではなくて、設計についての研修も行っております。それは今、青柳から申したとおりでございます。

併せまして、先ほど私も口頭で申しましたけれども、事業担当の方といたしましても、そういった崩れにくい、それでいて低コスト、簡易にできるという作業道を普及していくために、「作業路作設の手引き」というものを作成しております。

そういった中で、今、申し上げました様な、地すべりが起きそうなところ、あるいは水が出そうなところ、水処理の問題といったことを踏まえて、どういう道の設計を考えていくべきかという非常に基本となるところでございますけれども、そういったものを、各県を通じて自治体といったところに配付しているところでございます。更に作業道、作業路というものはどちらかというと、地域ごとに工夫もしていただかなければならないところもございます。

構造物をきっちり入れて、道路のようにしっかり、どんなことがあっても崩れないようにという、構造物で守るというよりも、その地域の地形ですとか地質ですとか、そういう山の状況に合わせて、色々工夫をしながら設計をしていただくということもございまして、そういった基本的な考え方を示しつつ、もう一つ大事なことは、今、お話がありましたように、「ど

うして崩れたのか。」「どういうことが原因で崩れたのか。」ということ、損壊事例としてまとめ周知するというのもやっております。

八田主査 損壊事例を分析する部署というものは、担当は林野庁のどこになるんですか。

黒川課長 民有林については私どものところでやっております。

八田主査 国有林と分かれているわけですか。壊れるということに関しては、共通のところ担当されているわけではないんですか。

黒川課長 ですから、そういう技術的な話につきましては当然、国有林部局と情報を共有したり打合せをしながら進めております。

ただ、指導という形では、民有林の指導は私どもがやっているということでございます。

八田主査 このためには、相当な損壊事例に関する大規模な調査研究が要るだろうし、外国での研究の水準とかも調べる必要があるだろうし、GISの技術が進むことを非常に積極的に取り入れていくということも必要だと思うんですが、例えば、どこか林野庁の研究所でやられるとか、大学に委託するとか、そういう形ではやってられないのですか。

黒川課長 今、先ほど申し上げました損壊事例については、私たちが都道府県を通じて集めた事例を事例集として整備しております。

ただ、これからにつきましては、これは予算要求との関係もございませうけれども、そういったところに委託をしてやるということも考えていく必要があると思います。

八田主査 都道府県を通じて調べたということは、ここで今日御報告になった損壊のあった路網の詳細とはまた別の調査なんですね。

黒川課長 はい。これは平成20年に実施をしております。

八田主査 県を通じた調査に関しては、時間を経たずに要因分析ができていますか。

米田副主査 見せてください。

八田主査 そうすると、これを調べることは直ってからではなくて、即座に調べることが可能ですね。

黒川課長 ただ、これもお話がありました、作業道、作業路というものはかなりの数がございませうので、これをしっかり調査するという事はなかなか難しいのだからと思っておりますから、そういう意味で事例を挙げていただいております。

八田主査 サンプルでもいいと思います。

米田副主査 これだけですか。

黒川課長 これは事例ですので。

米田副主査 事例を集めていると言われておりますから、相当膨大な事例が集まっていると思っておりますけれども、これはその中の一部ですか。

黒川課長 ですから、どういうところで、どういう原因で壊れているかということを示すことによって、逆にこういうことはしてはいけないというものとして作っているわけでございます。

米田副主査 各県から事例を集めたものがあるとおっしゃったんですけれども、それはどの

ぐらい集まっていますか。何件ぐらいの事例を集めていらっしゃいますか。

黒川課長 これを作った時に、数を集めるということを目的にしたわけではございませんので。

米田副主査 だけど、地域ごとに土壌が違うのでと今、おっしゃいました。私は、それはそのとおりだと思います。地形も土壌もみんな違いますから、九州における作業道と、中部地方や和歌山や東北地方における作業道は、みんな違います。こういった種類があるので、各県からそういうものを集めて、その地域ごとに適切な作業道を作っていかなければいけないとおっしゃいましたね。

例えばこういう作業道の損壊事例だったら、どの地方で起きた、どういったベースで起きたものかということがまず最初に書いていなければいけないと思います。それがこの中には書いていないですね。地域性風土、露出といったものが書いていないですね。

黒川課長 この目的といたしましては、例えば融雪とかそういうものは地域性が多少出ているかもしれませんが、例えば切土法面を高くし過ぎたからとか、盛土が高くなり過ぎていてから、そういったところで損壊が起きているのではないかと、排水施設が十分適切ではなかったことによって崩れていく事例であるとかを整理しています。路面水の処理、水処理の問題が大きいからです。

米田副主査 これを各都道府県から集めておられるんですか。

黒川課長 平成 20 年の時に、これを作成するために集めたということです。

八田主査 これは悉皆ではないけれども背後に膨大な事例があって、その中から最も適切な事例を集められて、ここに書いて公表されたということなんですね。

黒川課長 ポリウムについては私も把握していません。

米田副主査 だから、本当に集められているのかどうか、疑問を持っているわけです。

たくさんの事例を集めた中でこれを作られたのならわかるんですけれども、そういった各地域の事例を集められたんですか。

黒川課長 これを作成するに当たっての必要量を集めたものだと思っていますけれども、数について今、にわかになどのぐらい集めたのかということとはわかりません。

米田副主査 私がなぜこういうことを聞いているのかと言うと、先ほど八田主査が言われたように、これから作業道に関する技術やノウハウを蓄積していかなければいけないということがすごく大事なことです。それも、各地域の適正に応じた作業道をつくっていくためのノウハウや技術の蓄積が大事だと思っているんです。

ですから、そういうものを集めていると言われたので、地域ごとにたくさん集めておられるんですかと、先ほどから聞いているわけです。

このマニュアルを作るためだけの、例えばこの 8 ページを作るためだけの事例を集めたということで、今、各地域から事例を集めたと言っておられるんだしたら、もっと本当は今から積み上げなければいけない技術を考えると、それはまだまだ集め方が足りないと言うか、本格的にノウハウの蓄積に励むということであれば、もう少し本格的に励まれた方がいいのではない

かと思って聞いたんです。

八田主査 とにかく今は林業の大転換期で、ありとあらゆる角度から非常に希望が持てる時代です。その鍵は路網をきちんと整備することです。この観点からは、損壊や何か非常に起きにくくする仕組みを調査、研究していただくということは本当に肝要だと思いますので、これからもそのところを中心に、ヒアリングなんかをお願いしたいと思います。

米田副主査 あと、すごく大事なことなんですけど、実は耐久性を考えた時に、維持補修に対する対策をきちんと取ることがすごく大事なんですけど、林野庁の作業道整備に関しまして、そういうことが余り見当たらないんです。

そのひとつの原因は、私は「路網整備の考え方」についてのマニュアルの最初に書いてある、作業道や作業路の定義そのものに問題があるのではないかと考えております。それは何かと言うと、林道につきましては、これは恒久的施設ということになっていて、作業道等は一時的な施設という定義になっています。この一時的な施設という文言がここにあるがために、維持補修の予算をきちんと取ることが難しくなっているということはありませんか。

黒川課長 施設としては、作業道というものは作業に伴う施設ということで、一時的な施設という位置づけはしておりますけれども、今、確かに路網作設の技術等も色々と向上してきております。

そういった中で、継続的に道を使っていくということが非常に重要だという考えで、ここに一時的と書いてあるんですけども、先ほどの最後のところでお示しましたように、できる限り簡易で安定的な構造、あるいは、持続的に使うという言い方をしているかと思うんですけども、基本的に道として使えるものは継続的、持続的に使っていきたい。

米田副主査 私に言わせると、この林道や作業道のところの定義そのものを、黒川課長がおっしゃった様な意味を含んだ言葉に変えるべきだと思います。

最初に一時的な施設と書いてあると、これによって色々なことが、維持補修の大切さをちゃんと伝えることが弱くなったりするので、ここの定義を見直された方が良いのではないかとと思うんです。

もう既に実態としては、耐久性のある作業路を作るための講習もなされていますし、そういうことのためのマニュアルも作っておられるのに、最初に路網整備の考え方について「1 林道等の役割」、林道は、と書いた時に、作業道は一時的な施設であると書いてある。この文章そのものを直さないと、本当の意味での耐久性のある、繰り返し使える作業道が、これからの林業のインフラに大事だということを伝えるには弱いのではないかと思います。

黒川課長 ここに書いてある恒久的、一時的というものは、林道で言いますと、例えばコンクリート等の構造物等を入れて、恒久的に構造を安定させるという観点から、恒久的なという記述をし、それと一時的なものとの使い分けをしているんですけども、先ほど申しました基本計画の中で作業道、作業路についても、簡易で継続的に使っていくということをちゃんと位置づけているところがございます。

米田副主査 では、作設については補助が出ておりますが、維持補修については補助が出て

おりますか。

黒川課長 林道そのものについても、維持補修についての補助はしてない。これは基本的に地方公共団体なり、管理する人がやっていくことになるかと思いますが、ただ、継続的に使っていくということを考えて、今は改良というメニューを用意いたしまして、作業道等についても少し法面が崩れた、あるいは局部的な改修をしたいという様な、より継続的に使っていくためのメニューといったものは最近用意をしております。

米田副主査 今後、徐々にこういった講習もされて、耐久性のある作業路ができればできるほど、開設もさることながら、維持補修ということがどんどん大事になってくるわけですね。

どうしても山道ですから、勿論開設の様な手間がかかるわけではないけれども、雨が降れば一時的な補修をして使うということが一般的なやり方ですから、それについても適切な対応をしていただきたいと思います。

それから、ちょっと気になっているんですが、林道があって基幹的な作業道があるんですけども、それについては別に育成林でなくても、取付け道路と言うんですか、中国地方なんかに行くと広葉樹があって針葉樹があって広葉樹があるという、色々人工林と天然林が一緒にまだらに入っていますね。人工林の蓄積がここの塊にあったら、隣は広葉樹だとなるけれども、実は広葉樹も資源としては、これから適切に使っていける非常に重要な資源ですので、どうも人工林ばかりに、間伐ということがメインにはなっておりますが、そういった広葉樹、針葉樹にかかわらず、山に対して一体的な、理想的なマスタープランの下で基幹作業道を作ることが大事だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

黒川課長 広葉樹林で、もともと天然林であったところであっても、私たちは手をかけなければいけない森林については育成林ということにしております。

米田副主査 人工林があるところに行くまでに道路ができるのは良いんですね。

黒川課長 それは別に、だからだめだということにはなっていないと思います。

米田副主査 広葉樹についても、やはりチップにしたりとか。

黒川課長 ですから、手を入れて使っていく様な森林は育成林ですから、それは別に広葉樹林とか針葉樹林とか、そういう区別はしておりません。

米田副主査 わかりました。

八田主査 これは全くの余談ですけども、先程の作業道等の定義について、森林施業や管理のための「一時的」な施設としていますが、「一時的」という表現を削除してしまって、「森林所有者等により、」として森林施業の「継続的」実施のために整備とすれば良いのではないのでしょうか。

米田副主査 何もわざわざ、一時的にと書く必要はないのではないかと思います。

八田主査 そういうわけですね。一時的にという文言を外してしまえば良いわけですね。

それでは、次の議題ですか。

事務局 少し確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。作業路の実態調査結果についてなんですけれども、234名に対して調査票をお送りしたということなんですけれども、回収

したのはそのうち何件ですか。

青柳課長補佐 全員から送ってもらいました。

事務局 ありがとうございます。

八田主査 今回の確認ですけれども、将来的にこういう路網整備のガイドラインを改善していくために、調査をもう少し本格的に、森林整備課の方でやっていかれるという御予定は、特に今のところはないということですか。

黒川課長 調査をですか。

八田主査 はい。要するに、損壊のケースや何かを、悉皆とは言わなくてもランダムサンプルで調査するという形で、あるいは、ある特定の傾向のものについて今回は調べるということをやって、だんだんガイドラインを整備していく。

黒川課長 はい。基本的にはそういう考え方でございます。

八田主査 先程、米田副主査がおっしゃった様な、ある土質に関してだけ集中的にやってもいいでしょう。

黒川課長 基本的にはそういう考えで、よりこの手引き、損壊事例等をより充実したものにしていこうということで、去年のこの会議の中でも御指摘を受けている中で、今年度については、都道府県等と調整等を図っているところなんですけれども、どういう形にするかはこれからなんですけど、そういう事例とか、いい事例なり悪い事例なり、そういったものをもう少し集めながら、来年度に向けてこの手引きなり損壊事例集なり、これらをもっと充実したものにしていこうと考えております。

八田主査 そこで何らかの形で、研究者とか学者とかが関与する必要がある様に思います。それから、外国のことに詳しい人も必要なのではないかと思います。その調査の規模について伺いたいんですけれども、そういうことを、今は具体的に大規模にやっっていこうというお考えはないということですね。

黒川課長 そこは来年度に向けての話になりますので、今、そういったことも含めて検討していくということでは考えております。

八田主査 わかりました。どうもありがとうございました。

それでは、次に進んでよろしいですか。

事務局 はい。

では、第2のテーマ「国有林における木材生産等について」に移らせていただきます。それでは、御説明をお願いいたします。

本郷課長 お手元に4枚の資料があるかと思います。

私の方から御説明させていただきたいと思いますが「国有林事業における木材生産について」ということで、1ページめくっていただいたものと横に並べてごらんになっていただければと思います。

国有林の素材生産量につきましては、立木で販売をしているものも素材の量に換算をして考えますと、そこに「国有林(B)」と書いてある「うち生産量」という形になっておるもので

す。国有林の全体の、立木で販売しているもの全体は平成 20 年度で 285 万 1,000ha のうち、丸太にして生産しているものは 182 万 8,000ha ということでございます。県全体という言葉が少し変かもしれませんが、民有林と国有林を合わせて、全国の素材生産量が 1,770 万 9,000 ha ということで、国有林から出されている丸太の割合というものは 16%、2 割弱ということでございます。

このうち、市場、いわゆるオープンなマーケットを通じて販売をしているものの割合ということで、そういう売り方をしていないものを除いたのが (C) のところですが、いわゆるシステム販売と言われているものを除いた割合が 12%というところで、オープンマーケットに出しているものは全国生産量の 12%ぐらいという位置づけになっております。

米田副主査 済みません。「県全体 (A)」とは何ですか。

本郷課長 大変申し訳ありません。全国という意味です。民有林、国有林を合わせた全国の素材生産量ということです。

米田副主査 その次に「国有林 (B)」というものは何ですか。

本郷課長 全国の国有林で生産しているものということです。

米田副主査 「うち生産量」とは何ですか。

本郷課長 立木で売っているものもございまして、全体を素材の量に合わせたものが、左の裸書き、2,851 という数字でございまして、生産量というものは、そのうち国有林として丸太にして売っているものという意味です。要するに、立木で売っているものを除いた数字ということでございます。

米田副主査 全国の方は、これは何ですか。

本郷課長 これは丸太になっているのか、それとも立木で売られているのかということは我々はわかりませんので、いわゆる統計で出てくる素材生産量というものでここに書いてございます。

随行者 国有林以外、民有林としてです。

本郷課長 民有林で、立木で売られて素材生産業者さんが素材で販売されているのか、森林所有者が自分で素材を丸太にして出してあげるのかということは、私どもは掴めませんが、出口である素材の量がどれだけあるかという統計資料からこの数字を出しているということでございます。

八田主査 丸太にしないで立木で売るということは、どういう使用目的なんですか。要するに木のままなんですか。

本郷課長 立っている木のまま買われる方に。

八田主査 それはどういう目的で買うんですか。将来、丸太にするために今、買っておきたいということですか。

本郷課長 後ほど御説明しますが、いわゆる売ったものについては搬出期間という形で、2 年なり 3 年なりということを設定して、買われた買受け業者さんはその間に伐採して出されるということです。

米田副主査 それが伐採されて、丸太になった段階ではここの統計にも出てこないわけですね。

本郷課長 どういう丸太になっているということは出てきません。

八田主査 出てこないわけですね。

本郷課長 それは左の県全体という、民有林と国有林を合わせたものの中には、最終的な出口の統計として丸太の生産量というものがありますので、そこには出てきますけれども対応はしていないということです。

八田主査 そうということですね。と言うことは、この丸太の生産量というものは、実はいっぺん立木で売られたものが今、丸太になっているものは含まれていないんです。

要するに、1年前に立木で売られて、今年そこの買った人が丸太にして売っているというものは。

本郷課長 この「うち生産量」の方には入っていないということです。

八田主査 入っていないわけですね。だから実際問題として、丸太だけ区別しなくても、全部合わせたところで1、2年のギャップを見れば、そちらの方が全体の丸太の生産には近いですね。

本郷課長 ですから、ここで比較していることは2,851と17,709という数字を比較しているということでございます。

八田主査 わかりました。

本郷課長 それで、先ほど申し上げました立木で売るものは立木で売るわけでございますけれども、平成10年の抜本的改革において、素材等の生産の実施する事業そのものは民間事業体にすべて委託をしているという状況でございます。

現在、一番下でございますけれども「国有林の間伐の推移」ということで、地球温暖化対策ということもありまして、間伐の量を増やしてきているということございまして「うち利用間伐」と「うち伐捨間伐等」と分けてありますけれども、こういう内訳になっているということです。

昨年来、補正予算等も大きくいただきまして、今までなかなか間伐できなかったところもやっていると、伐捨間伐がこの2年は増えてきたということでございます。

米田副主査 済みません。利用間伐における材の搬出の割合はどれぐらいなんですか。

本郷課長 歩留まりということですか。

米田副主査 はい。利用間伐でも、一部利用間伐なのか相当な利用間伐なのかによって異なりますから。

本郷課長 済みません。今、データとしてはでてきません。

米田副主査 利用間伐と言うと、いかにも離れてきているようにも見えるんです。

本郷課長 利用間伐というのは、出てきた丸太の量なので、実際の収穫量と比較すればいいわけですがけれども。

米田副主査 では、この間伐の5,644というものは。

本郷課長 間伐材として。

米田副主査 切った量ですか。

本郷課長 切った量です。

米田副主査 切った量ですか。では「うち利用間伐」というものは搬出した量ですか。

本郷課長 ちょっとお待ちください。

先生の言われていることは、いわゆる収穫量なのか、材としての生産量なのかということですね。

米田副主査 山から下ろして、利用間伐をきちんと搬出した材を利用間伐と呼んでいらっしゃるのでしょうか。定義がよくわからないので。

本郷課長 私も今、ふと思いました。大変恐縮です。

米田副主査 微妙に利用間伐と伐捨間伐を足しても、左の数字にならないんです。

八田主査 これは第3の間伐があるんですね。

本郷課長 大変申し訳ありません。今すぐデータとしては。

米田副主査 ですから、ここで書いてある利用間伐というものの定義は何ですか。

本郷課長 これは収穫量、伐採量でございます。伐採した材積ということで、このうちどれだけ出てきているのかということは、今すぐはわかりません。

米田副主査 では、後で調べて教えていただけますか。

沖課長 利用率は50%代ですね。利用間伐に出した場合に使える材の量は。

米田副主査 利用間伐エリアにおいて出している材が50%なんですか。

沖課長 いえ、切った材のうち。

本郷課長 3,627のうち半分ぐらい。

沖課長 それが使える状態になって出てくるということですよ。利用率の目安は大体50から60の間ぐらいです。

米田副主査 もう一つ言うと、先ほどの全国の素材生産量等の表も、私としては違和感を感じる部分があるんですが、お話しすると、立木と立木販売も入れた合計の素材生産量がA、Bで書いてあって、国有林の丸太のうち生産量が1,828と書いてありますね。今度、Cのシステム販売というものは丸太に限ったシステム販売ですから、これは分収造林とかは含まれない、立木は含まれないものですから、全体から全体を引いて、BからCを引いて、その中で丸太のみ売った分を引いて割り算をするということは、ちょっと数学的に変なのではないかと思いました。

それでオープンマーケットが12%ですよということは、ちょっと理屈が合わないのではないかと感じて聞いていたんです。

本郷課長 AからCを引いたものも必要だということですか。

米田副主査 いえ、もしCを引くんだったら、立木を除いた丸太の総量があって、その中でシステム販売を除いたもので。

本郷課長 生産量のうち、システム販売がどれぐらいかという議論をするべきだということ

ですか。

米田副主査 いえ、最後に 12%という数字を示して、それがオープンマーケットにおける国有林の割合ですと言われたところがおかしいと言っているんです。

システム販売というものは丸太だけでしょう。

本郷課長 丸太だけです。おっしゃるとおりです。

米田副主査 もし丸太だけを引いて割合を出すんだったら丸太として、国全体で丸太の生産がどれだけあって、国有林でやる丸太がこれだけあって、国有林の丸太の中のシステム販売だけはクローズだから、それを差っ引いた残りを割り算すれば、全部丸太にすれば、確かに今の市場における流通の中で国有林の占める割合は出ますね。

だけれども、全体を引くところは立木も全部含めた額で引いておいて、引き算をする時だけシステム販売の丸太だけを除いて割り算することは、オープンマーケットの割合にはならないのではないかと言っているんです。

沖課長 でも、市場には立木販売したのものからも切って出されますから、それでこういう形にしたんでしょう。

市場を通らないものだけをシステム販売として挙げたということですか。

米田副主査 国有林のシステム販売というものは勿論あるわけですがけれども、システム販売があるのは国有林だけですか。

本郷課長 勿論、それ以外の民有林、民間の事業者の方にもあるかもしれません。

米田副主査 あと、立木はみんなシステム販売の対象にならないんですか。

本郷課長 今、立木はシステム販売としてやっているものはないですね。ですから、国有林の中の場合は、ある特定の木材の需要だとか、そういうものを今後増加させていきたいということで企画公募をしてやっているものでございますので、必要な材種というものに特定してお売りするというので、立木であればどんな丸太も全部込みになってしまいますので、その方としては要らないものもあるわけです。

ですから、そういう売り方というものは今はしていないということでございます。先生が言われることは、いわゆる民有林の中でも、そういうオープンマーケットに出ていないものがあるのではないかとことを言われているということですか。

米田副主査 それだけではないんです。数学的に、本当に残りが全部オープンマーケットに行くのであれば割り算をしてもOKですけれども、本当にそうになっていないのではないかと思っています。

本郷課長 それはそうなってはいないでしょう。

米田副主査 それはおかしいのではないかと思っているから聞いているんです。

本郷課長 わかりました。そこはこの資料のつくりがまずかったかもしれません。

米田副主査 すみません。こんなところで長い時間をとるのも。

本郷課長 次の資料2を見ていただいた方がいいと思うんですけれども、今の木材の流通というものはこうなっているということでございます。立木を素材生産業者さんが買って、製材

工場に入って行くもの、あるいは、それを原木市場に通して入って行くもの。生産者さんが丸太にして原木市場に持って行って入ってくるもの、あるいは、生産者さんが自分で切って直接製材工場に持ち込むものとか、それ以外に、商社的に木材を動かす木材の販売業者さんもいらっしゃるって、そういう方を介したものもあるという状況で、製材工場への入口に関して言えば、全体としては原木市場から入るものが約半分という状況になっているということでございます。

我々は今、システム販売と言っているものは、先生のお話で言うと、一番下のもの、要するに国有林が自ら生産をして、製材工場に直接納入しているというの部類に、このシステム販売が入っている。先生がおっしゃる意味で、ここの18%ということですので、この17,709のうち18%を除いたものと比較をすればいいのかもしれないと思います。

米田副主査 お続けください。

本郷課長 それで、資料2の下の絵でございますけれども、国有林につきましては、国有林全体というものが、この立木も丸太にして売るものも含めて、丸太換算で出している量でございます。

下の棒グラフはそのうち、丸太として生産したものをどういうふうに売っているかということに分けたものでございます。

我々は一般材、いわゆる、製材工場等で一般的に使われる様な材については、素材の委託販売、原木市場で売るとか、緑色になっていきますけれども国有林自らが競争入札をかけて売るといものにしていうことでございます。

合板だとか集成材等の原材料等で、外材のシェアを奪っていきこうという意味合いで、安定供給の需要があるものについては、このシステム販売という形で、これも今、増やしているという状況でございます。こういう形で、基本的な販売方法を取っているということでございます。

国有林材全体の数量が17年度以降やや減少しているということは、これは主伐が減少しているということで、それが効いているということでございます。

現在進行形なので資料がつかれないでいるわけですがけれども、御指摘のヒアリングの内容に、現在の市場に対する対応ということで、我々は今、市場価格が下落しているわけですがけれども、これは木材の需給のギャップと考えておりまして、価格が下落していることを踏まえて、現在当面の間ということで、8月末を目途にしているわけですがけれども、国有林材のオープンマーケットと言われるものの供給を抑制しているということでございます。

あと、地域ごとによって需要状況が違ってきておりまして、今で言うと、例えば東日本ではもう木材の価格が上がり始めたということでございます。また、西日本ではまだ回復していないということもありまして、そういう意味で、地域レベルで需給情報の交換を行う場等を通じて市況を把握し、きめ細かな調整をするということでの対応を、今、実施しているところでございます。

最後に(2)の2点目の部分で、皆伐が実施されているということの内容でございます。資料3を見ていただくと「皆伐の推移(風倒被害地等を除く)」でございます。現在、ここ20年

ぐらいを見ますと、こういう形で皆伐面積というものが減少してきております。我々としては被害木の跡地を皆伐しています。それから、そういうもの以外のものについては、基本的に極力皆伐を抑制している。高齢級の林分については、皆伐して新植をするということも行っているわけですが、そういう方法で間伐を繰り返して長伐期化する方向にシフトしていこうということで対応しているところでございます。

以上です。

八田主査 どうもありがとうございました。

最近の価格下落への対応について、色々供給の抑制をしていらっしゃるということなんですが、これは何か一定の方式があるんでしょうか。それとも、割と勘でもって、価格が下がったらこのぐらい生産量を下げようかということなんでしょうか。

本郷課長 基本的には、今回1月2月以降、急速に下がってきたということは、我々の国有林材の量もずっと下がっていく時期でございまして、通常はそんな時に民有林の材が出てきて、国有林の材と補完する様な形で、全体の量が安定している。

それで、それを買った方が安定して材を製品として供給しているという形になっているわけですが、我々の材の量が減っている時にも価格がどんどん下がっていったということが今回のことございまして、結局需要が非常に落ち込んだということで、そういうことを分析して、こういう供給を止めなければいけないという、供給の削減をしなければいけないという判断をしているということです。

方式みたいなものは特別、これくらいの価格になったらこうしなければいけないということで考えているものではないです。

米田副主査 どのタイミングから生産調整に入られましたか。

本郷課長 4月の後半に打ち出しまして、現実には調整したのは5月になってからということだと思います。

米田副主査 私は結構色々なところに、市場とか行かせていただいているんですけども、相当タイミングが遅かったのではないんですか。

本郷課長 遅かったということは、今、申し上げましたように、1月2月のころから生産量というものは私どもの方で落ちていっています。

米田副主査 結構民間の方で、私は現場の方に回らせていただくと、民間の方は材からどんどん下がっていくので、一生懸命生産調整をしているんだけど、国有林の方がどんどん出てくるのです。

本郷課長 どんどん出てくるという状況ではないと思います。

米田副主査 民間の努力を国有が足を引っ張っているという様なことは、全国いたるところで結構聞いたんですけども、私が現場で聞いた声と今の御説明がどうも一致しないんです。

本郷課長 我々としては、現場にどんどん出てくるという状況ではないと思っています。かなり少ないのではないかと思います。

1月、2月、3月と下がってきたということもそのとおりですし、5月以降に生産調整をし

たということで、売らないで置いておいたものをある程度、溜めてあった丸太を少しずつ出しているということは勿論あったわけですが、全体の量としては非常に落ちているということです。

米田副主査 私が聞いた民間の声というものは、そちらの国有林の御担当の方のところにも届いた声がありましたか。

本郷課長 はい、聞いております。そういうことを聞いた上で、4月の下旬の際に供給調整をしよう。また、先ほど御説明しましたけれども、3月の下旬の段階で立木で売ってしまったもので、既に売ってしまったものを今すぐ出さなくても良いようにするために、搬出期間を1年延長してもいいですという通知は出させていただいております。

米田副主査 それからもう一つ、システム販売に関してですけれども、システム販売は相手方ですね。例えば集成材工場・合板工場の様なところと協定を結んで出しているんですね。それは一定のものを安定供給するためにやっておられることだと思うんですが、今、合板工場・集成材工場に行きますと稼働率が非常に落ちておまして、そうすると、そのシステム販売の供給量そのものも、その協定にかかわらず、お互いの合意のもとで少なくするという事はなさっているのでしょうか。

本郷課長 去年に比べれば減っています。

相手方がいる話ですから、去年に比べれば協定で出している数量も、この2か月ほどは減っているはずですよ。

随行者 1回で出すものを2回に、応募の量を分けてということで、例年であれば一度に公募に出していた数量を2回に分けて、時期をずらして、1回の数量を半分にする。そういう手段も取っています。

米田副主査 システム販売で契約された量そのものも、相手と交渉してから見直しているんですか。

随行者 向こう7、8か月間供給できる量はこれだけですよということで、欲しい方は応募してくださいということを出すわけですが、その時、それに対して倍ぐらいの量がいつも来るんですけども、そもそも出す量を半分にして出しているということです。

本郷課長 協定の公募をする量を、とりあえず1回半分だけ出してということです。

米田副主査 済みません、よく理屈がわかっていないまま聞いてしまったので失礼なんですけど、教えていただきたいんです。システム販売というものはどういう仕組みなんですか。

随行者 契約自体は随意契約です。これこれの数量をスギ、ヒノキ、樹種ごとに、どの程度の材種のものがどのぐらいの量、向こう5か月か8か月か10か月ぐらいで、供給できる量がありますと、該当する森林管理署はここですよということを示して、それをこのぐらいの量がありますということを示したものについて、欲しいという事業者の方が自分達で企画書を作られて、一般製材する所、合板工場・集成材工場がチームを組む場合もありますし、集成材工場を抱えているところの原木買付けの方が企画書を作られて、向こう10か月ぐらいで、例えば8,000立方をこのぐらいの値段で、いつからいつまでの間で欲しいですよという企画書をつくら

れて、応募をしていただきます。

一般製材・合板工場が複数でパートナーを組んで、全体で5,000立方欲しいですと、そのうちの1,000は一般製材、あとの1,000は合板工場に、それからチップ工場にというふうに、分けていただいたものを5,000いただければ、こういう価格でこういう使い方をして、こういうふうに出したいと思っています、製品に変えたいと思っていますという企画書をつくっていただいて、それで応募をしていただきます。

米田副主査 私が今、教えていただきたいことは、どのタイミングで契約をして、どのタイミングで変更できるのかということです。

随行者 実際に契約で決まるのは、向こう何か月間でどれだけの量を供給しようというところです。

米田副主査 いつごろなさる方が多いんですか。

随行者 九州局で言えば12月と5月の末です。

米田副主査 12月と5月の末にですか。

随行者 はい。

米田副主査 私が何を一生懸命聞いているのかというと、12月と5月ではリーマンショックが起きて、12月ぐらいから急激に下がってくるわけだけれども、場合によってはある程度ロングタイムなので、急激な市場の変動にシステム販売が追い付かなかったのではないかとということです。

随行者 その部分は、今、申し上げかけたことは、限られた期間内でどのぐらいの量を供給しますという契約は結びますけれども、実際にいつどのぐらいの量を工場に入れるかということは、その都度決めていきます。

例えば、合板工場が向こう10か月で5,000立方欲しいということで協定を結んだ場合でも、それをどのタイミングでいくらずつ供給していくかということは、山側の方にも都合がありますし、工場の方にも都合がありますので、一律どのぐらいの量をいつ納めますかということは、個別に話をしています。

米田副主査 今、その5か月の市場が非常に悪いので、延長しようということもやっているということですね。

随行者 当然です。今、おっしゃったように稼働率が落ちていますので。

米田副主査 結構柔軟に対応できる仕組みになっているんですね。

随行者 はい。相対で契約を結んでいます。

米田副主査 先ほどからの御説明では、国有林は生産調整に迅速に、適切に対応されている様な御説明の割には、民間に行くと、自分たちは一生懸命抑えているのに国が出してきた声がよく聞かれるので、そのギャップがなぜかという時に、ひょっとしたらシステム販売というところにひとつの原因があるのではないかとってお聞きしていたんですけども、そういうわけではないんですね。

随行者 そうですね。私たちが考えていることは、課長が御説明したように、一般の市場に

出回る分が競りとか市をやって価格を決めて、それが需要と供給の関係でどんどん価格が下がっていくという状況で考えています。

米田副主査 予想以上にだぶついたわけですね。

随行者 出すものはまず抑えたということです。それから、市場を通らないシステム販売についても結局これは相手方等がありますので、稼働率に合わせて納めるところの収量調整をしていっているわけですが、もともとシステム販売に向けていることは、市場に向かないB材だとかC材だとか曲がり材を市場が通したら、手数料等でかかってしまって合わない部分を工場に直納するという方式でシステム販売を進めていますので、そのことが木材価格を、いわゆる一般の方々がおっしゃっている一般材の価格をどうこうさせるというところの影響は少ない。むしろその部分にかかわる、市場に出す分の半分にはしているという取組みをしているということです。

八田主査 どうもありがとうございました。私は基本的には安ければ安い方がいいという方です。長期的に見て安く供給されることがいい。ただし、現在安くしたために将来高くなってしまったらとんでもないけれども、基本的に安ければ安いほどいいと考えています。問題は市場への介入の仕方が、民間が予想できないと民間としては計画の立てようがない。

要するに介入されることを、例えば価格の上下を緩めるということ、私はしてもしなくても良いと思うんですけれども、するならばどうという介入の仕方をされるかということが、はっきり外の者にわかる様な仕組みが将来的には必要なのではないかと思うんです。

それがないと、これは本当に危険なことで、民間としては普通の海外の市況で国内の需要とかを見るだけではなく、国がどういう介入の仕方をしてくるかということを見ないと、自分の経営責任を負えないということになってしまうと思います。そこにまず透明化を何とかしていただければと思います。

米田副主査 事務局の方から何かありませんか。

事務局 皆伐の推移で、随分量は減ってはいるんですが、今でも大体グラフで言うと30万ぐらいはされているということだとは思いますが、全般的な傾向としては長伐期化で進めていくということからいくと、ゼロであってもおかしくはない状況ではないかと思っているんですが、この辺りはどういことですか。

本郷課長 長伐期化して高齢級化したものは、そういう形で、最後と言ったらあれですけども、長伐期化して100年も200年もずっといくかということではなくて、我々が今、やっていることは、60年を過ぎたものについては皆伐して出す場合もある。それは勿論、小面積の皆伐でございます。

そういう形でやっているということです。

事務局 たまたま戦後の拡大造林より前からあったぐらいの、かなり高齢級化しているものに限定してということですか。

本郷課長 そういうものも我々は持っています。長伐期に限定していない部分もあるので、その小面積の皆伐を分散させてやるということで伐採している部分もございます。それがこの

部分に出ているということでございます。

八田主査 ありがとうございます。

国有林の皆伐の場合には、またすぐに植えるわけですか。

本郷課長 はい。一応2年以内に植えるという形で進めております。

八田主査 その植える時に、天然林に戻す様な形の植え方をなさるのか、必ずまた生産林にする様な形に限定してなさるのか、その辺の方針はどうなんですか。

本郷課長 皆伐をしてそのまま天然林にするということは、現実には非常に難しい手法だと思いますので、天然林にしていくには徐々に切って行って、そこに天然で入ってくるものを育てていくというふうにしないと、小面積とはいえ完全に伐開面を出してしまうと、やぶみみたいな状況になるということで、それはそれでよろしくないもので、そういうものについては植えるということが基本になっているかと思っています。そういう施業を基本にしていることです。

八田主査 植え方ですけれども、要するに全部一斉の高さになる様な、後で手入れが必要な形の林に戻されるのか、基本的にはこういう段差がある様な天然林的な、後で手入れが余り要らない様な林に戻されるのかというところなんですか。

沖課長 それは森林計画で決めていまして、今、本郷課長が言った様な人工林の中の皆伐したところについては、当然自然林であることが多いですね。

それを複層林みたいに帯状に区切って、複層に植えていけば常に複層林になりますので多段階も伐採ができますし、葉中に穴を空けたところでいけば、当然おっしゃった様な天然の誘導といったものもあります。

非常に皆伐自体は物すごく減っていますので、反対に苗木業者からは、苗木が減るんではないかという様なことを言われるぐらい減ってしまっています。

八田主査 これは減っているということは、先程言った様な部分的に取るという様な手法も入れているということですか。

沖課長 それは当然やっています。

八田主査 その場合には、昔はたまたま人工林にしてしまったけれども、これからは天然林に戻してということですか。

沖課長 そうですね。天然林に戻しているものもありますし、国有林自体が現時点でもう、いわゆる天然林を皆伐して、そこに新しいスギ、ヒノキを植えるという拡大造林を否定しています。ミニマムにはやっているかもしれませんが、我々はもうやっていません。

八田主査 そういうことですね。

米田副主査 でも、人工林として育てるのにふさわしいところは引き続き人工林として育てるんですか。

沖課長 当然、それは再造林の形で、きちんとした林業用の材を取るためのものは作っていきます。それは当然です。

八田主査 戦後植林したときは生産林にするか天然林に戻すかの区分けをする必要があったわけですね。

沖課長 そうですね。我々自体もそういう機能区分をしまして、資源循環林自体も1割以下の非常に小さいものになっていまして、やはり公益的機能重視の特別会計に変えた10年以降、いわゆる公益林が95%ありますので、そこはやり方が従来と比べると変わったということです。

八田主査 変わっているということですか。

米田副主査 しかし、人工林も大事ですので、そんなにみんな複層林にしなくてもいいと思います。

沖課長 当然です。それは単層林という形で我々も大事にして、再造林して、ちゃんと供給していく、低コスト化していくことは重要なことだと思います。

米田副主査 あと、皆伐も地域によってはすごく暖かくて、すごく早く生育してくる地域もありますので、そういうところはある時期が来たら主伐をして、それできちんと植えられるとか、皆伐もそんなに悪いということではなく、それなりに適地適産の森林経営をされたら良いと思います。

沖課長 おっしゃるとおりだと思います。特に国有林の年齢構造は民有林も同じですけども山になっているというところを見ると、継続的な林業の生産ということを考えたら、やはり皆伐をして植えて平準化していくということが非常に重要なことになっています。

それと、今後更に出てくるのは、生物の多様性という概念からすれば、若い森林もないことには、若い草原性のところで生きている生物がどうしても維持できなくなってくるという問題もありまして、やはり年齢構造の平準化というものは重要な問題です。

事務局 済みません。国有林からの材の供給を抑制しているということなんですけれども、もし可能であれば、例えば去年の下期以降の月次ベースの生産量とか、また後日その辺のデータをいただけるとありがたいと思っております。

本郷課長 月次ベースの販売量みたいな形でよろしいですか。

事務局 そうですね。

あと、資料2の「国有林材の流通内訳」の、国有林全体という赤い折れ線グラフがありますがけれども、これはどのように見たらよろしいんですか。

本郷課長 これは資料1の「国有林(B)」という数字に当てはまっているわけですけども、素材、いわゆる丸太にして販売しているものと、先ほど申し上げた立木のまま売っているものを、丸太換算で材積にして表示したものとということで、この間の隙間が立木で売っているものと御認識いただければと思っております。

事務局 わかりました。ありがとうございました。

事務局 では、お時間になりましたので、以上で本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。

八田主査 どうも、お忙しいところありがとうございました。